

議員定数等調査特別委員会委員の辞職及び補充選任

委員会名	会派名	辞職者 (令和7年11月25日付)	補充選任者 (令和7年11月26日付)
議員定数等調査 特別委員会	自由民主党	前井まさき	水田裕一郎

人第2104号  
令和7年12月1日

兵庫県議会議長  
山 口 晋 平 様

兵 庫 県 知 事  
齋 藤 元 彦

### 議 案 の 撤 回 に つ い て

第371回県議会において令和7年6月6日に提案いたしました議案のうち、第77号議案「知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、下記の理由により撤回したいので、取扱方お願いいたします。

#### 記

[撤回の理由]  
当該議案の内容について、改めて検討したため。

# 令和7年度12月補正予算(給与改定) (案)

令和7年12月2日  
財務部 財政課

## 給与改定への対応

### ■県人事委員会勧告を踏まえた給与改定：155.5億円

- ▶ 県人事委員会からの勧告を踏まえ、給料、期末・勤勉手当等の引き上げの給与改定を実施

(単位：百万円)

区分	今回 補正額	財源内訳				一般
		国庫	特定	起債		
一般会計	12,569	1,659	0	0	0	10,910
公営企業会計	2,978	0	2,978	0	0	0
合計	15,547	1,659	2,978	0	0	10,910

### 人事委員会勧告に基づく改定（令和7年4月実施）

項目	内容
給料表	改定率 平均 +3.3%
期末・勤勉手当	+0.05月（4.60月→4.65月） ※期末手当：+0.025月、勤勉手当：+0.025月



Hyogo  
Prefecture

令和7年12月（定例）

第373回兵庫県議会提出議案関係資料（その2）

（予 算 関 係）

兵 庫 県



## 目 次

令和 7 年度補正予算提案額概計

	頁
1 . 総 括	5
2 . 一 般 会 計 (第 136 号議案)	
ア 部局別予算提案額	6
イ 経費別予算提案額	7
ウ 歳入予算提案額	8
3 . 公 営 企 業 会 計 (第 137 号～143 号議案)	9
4 . 部局別予算提案額の内訳	
( 1 ) 紙 与 改 定 分	1 2



## 令和7年度補正予算提案額概計

### 1 総括

(単位:千円、%)

区分		既定予算額	今回提案額	合計	前年同期対比
一般会計	歳入	2,373,535,000	12,569,000	2,386,104,000	98.9
	歳出	2,373,535,000	12,569,000	2,386,104,000	98.9
	差引	0	0	0	—
特別会計	歳入	1,795,343,003	0	1,795,343,003	109.8
	歳出	1,795,343,003	0	1,795,343,003	109.8
	差引	0	0	0	—
計	歳入	4,168,878,003	12,569,000	4,181,447,003	103.3
	歳出	4,168,878,003	12,569,000	4,181,447,003	103.3
	差引	0	0	0	—
公営企業会計	歳入	337,778,401	0	337,778,401	110.0
	歳出	361,497,990	2,978,000	364,475,990	108.6
	差引	△ 23,719,589	△ 2,978,000	△ 26,697,589	—
合計	歳入	4,506,656,404	12,569,000	4,519,225,404	103.8
	歳出	4,530,375,993	15,547,000	4,545,922,993	103.7
	差引	△ 23,719,589	△ 2,978,000	△ 26,697,589	—

## 2 一般会計

ア 部局別予算提案額

(単位：千円、%)

区分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期対比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
総務	76,457,944	98,000	0	0	0	98,000	76,555,944	106.5
企画	12,495,757	92,000	10,000	0	0	82,000	12,587,757	134.7
財務	522,790,998	119,000	0	0	0	119,000	522,909,998	111.0
県民生活	7,321,338	45,000	0	0	0	45,000	7,366,338	105.5
危機管理	7,316,943	21,000	0	0	0	21,000	7,337,943	186.8
福祉	389,812,196	135,000	0	0	0	135,000	389,947,196	102.9
保健医療	65,039,053	175,000	0	0	0	175,000	65,214,053	87.9
産業労働	527,166,784	99,000	0	0	0	99,000	527,265,784	83.3
農林水産	105,319,273	245,000	0	0	0	245,000	105,564,273	117.1
環境	4,862,415	41,000	0	0	0	41,000	4,903,415	94.6
土木	129,394,053	230,000	0	0	0	230,000	129,624,053	80.8
まちづくり	18,307,072	71,000	0	0	0	71,000	18,378,072	110.6
教育委員会	355,173,450	8,010,000	1,649,000	0	0	6,361,000	363,183,450	106.2
警察	144,626,450	3,147,000	0	0	0	3,147,000	147,773,450	102.4
行政委員会等	7,451,274	41,000	0	0	0	41,000	7,492,274	176.9
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合計	2,373,535,000	12,569,000	1,659,000	0	0	10,910,000	2,386,104,000	98.9

## イ 経費別予算提案額

(単位：千円、% )

区分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
I 一般行政経費	1,794,660,635	12,569,000	1,659,000	0	0	10,910,000	1,807,229,635	98.2
(1) 人 件 費	462,976,035	12,569,000	1,659,000	0	0	10,910,000	475,545,035	100.4
職 員 給 等	444,936,035	12,569,000	1,659,000	0	0	10,910,000	457,505,035	104.0
退 職 手 当	18,040,000	0	0	0	0	0	18,040,000	53.9
(2) 物 件 費	11,211,154	0	0	0	0	0	11,211,154	92.4
(3) そ の 他	1,320,473,446	0	0	0	0	0	1,320,473,446	97.5
II 投 資 的 経 費	203,888,842	0	0	0	0	0	203,888,842	88.3
(1) 普通建設事業費	193,226,107	0	0	0	0	0	193,226,107	87.9
(1)(i) 補 助 事 業	103,484,042	0	0	0	0	0	103,484,042	75.9
(ii) 単 獨 事 業	79,145,065	0	0	0	0	0	79,145,065	112.3
(iii) 国直轄負担金	10,597,000	0	0	0	0	0	10,597,000	81.3
(2) 災害復旧事業費	10,662,735	0	0	0	0	0	10,662,735	97.3
(i) 補 助 事 業	10,662,735	0	0	0	0	0	10,662,735	97.3
(ii) 単 獨 事 業	0	0	0	0	0	0	0	—
(iii) 国直轄負担金	0	0	0	0	0	0	0	—
III 公 債 費	277,672,002	0	0	0	0	0	277,672,002	102.7
IV 繰 出 金	97,313,521	0	0	0	0	0	97,313,521	137.2
歳 入 振 替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,373,535,000	12,569,000	1,659,000	0	0	10,910,000	2,386,104,000	98.9

## ウ 島入予算提案額

(単位：千円、% )

区分	既定予算額	今回提案額	計	前年同期 対比
県 税	887,000,000	0	887,000,000	108.7
(1) 普 通 税	886,966,000	0	886,966,000	108.7
(2) 目 的 税	34,000	0	34,000	97.1
地 方 譲 与 税	115,840,000	0	115,840,000	110.4
(1) 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	111,200,000	0	111,200,000	110.8
(2) 地 方 挿 発 油 譲 与 税	3,443,000	0	3,443,000	102.9
(3) 石 油 ガ ス 譲 与 税	96,000	0	96,000	96.0
(4) 自 動 車 重 量 譲 与 税	688,000	0	688,000	102.1
(4) 森 林 環 境 譲 与 税	211,000	0	211,000	107.7
(6) 航 空 機 燃 料 譲 与 税	202,000	0	202,000	79.5
地 方 特 例 交 付 金	2,750,000	0	2,750,000	16.7
地 方 交 付 税	355,009,400	10,910,000	365,919,400	101.0
(1) 普 通 交 付 税	350,609,400	10,910,000	361,519,400	101.0
(2) 特 別 交 付 税	4,400,000	0	4,400,000	104.8
臨 時 財 政 対 策 債	0	0	0	皆減
調 整 債	9,132,000	0	9,132,000	108.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,261,000	0	1,261,000	97.6
繰 越 金	1,000	0	1,000	100.0
計 (一 般 財 源)	1,370,993,400	10,910,000	1,381,903,400	104.6
分 担 金 及 び 負 担 金	4,636,938	0	4,636,938	82.3
使 用 料 及 び 手 数 料	19,500,023	0	19,500,023	99.3
国 庫 支 出 金	195,818,802	1,659,000	197,477,802	95.5
財 産 収 入	3,314,783	0	3,314,783	137.7
寄 附 金	3,380,057	0	3,380,057	827.6
繰 入 金	103,595,530	0	103,595,530	129.9
諸 収 入	548,945,767	0	548,945,767	84.2
県 債	123,349,700	0	123,349,700	98.7
合 計	2,373,535,000	12,569,000	2,386,104,000	98.9

### 3 公 営 企 業 会 計

(単位 : 千円、%)

区分		病院事業	水道事業	供給事業	工業事業	用水事業	水源開発事業	地政事業	整備事業	企運事業	資産事業	地域創生事業	流域下水道事業	計	前年同期比
収益	支出	既定予算額	186,653,958	15,436,162	3,505,044	—	2,290,842	1,383,637	176,260	30,958,647	240,404,550	103.8			
		今回提案額	2,933,000	15,881	7,600	—	854	900	0	700	2,958,935	-			
	合計	189,586,958	15,452,043	3,512,644	—	2,291,696	1,384,537	176,260	30,959,347	243,363,485	103.5				
予算	収入	既定予算額	179,957,553	15,787,810	4,271,993	—	2,101,649	1,410,680	1,902	30,958,647	234,490,234	103.0			
		今回提案額	0	0	0	—	0	0	0	0	0	-			
	合計	179,957,553	15,787,810	4,271,993	—	2,101,649	1,410,680	1,902	30,958,647	234,490,234	103.0				
差引収支不足額		△ 9,629,405	335,767	759,349	—	△ 190,047	26,143	△ 174,358	△ 700	△ 8,873,251		-			
資本	支出	既定予算額	65,216,439	6,548,537	2,497,478	88,913	15,295,240	88,346	322,155	31,036,332	121,093,440	126.5			
		今回提案額	0	1,919	0	0	7,846	0	2,000	7,300	19,065	-			
	合計	65,216,439	6,550,456	2,497,478	88,913	15,303,086	88,346	324,155	31,043,632	121,112,505	120.6				
予算	収入	既定予算額	59,876,965	1,000,020	1,000,020	88,913	9,134,527	205,322	946,068	31,036,332	103,288,167	138.4			
		今回提案額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-			
	合計	59,876,965	1,000,020	1,000,020	88,913	9,134,527	205,322	946,068	31,036,332	103,288,167	130.2				
差引収支不足額		△ 5,339,474	△ 5,550,436	△ 1,497,458	—	0	△ 6,168,559	116,976	621,913	△ 7,300	△ 17,824,338	-			
合計	支出	既定予算額	251,870,397	21,984,699	6,002,522	88,913	17,586,082	1,471,983	498,415	61,994,979	361,497,990	110.5			
		今回提案額	2,933,000	17,800	7,600	0	8,700	900	2,000	8,000	2,978,000	-			
	合計	254,803,397	22,002,499	6,010,122	88,913	17,594,782	1,472,883	500,415	62,002,979	364,475,990	108.6				
	収入	既定予算額	239,834,518	16,787,830	5,272,013	88,913	11,236,176	1,616,002	947,970	61,994,979	337,778,401	111.7			
		今回提案額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-			
	合計	239,834,518	16,787,830	5,272,013	88,913	11,236,176	1,616,002	947,970	61,994,979	337,778,401	110.0				
差引収支不足額		△ 14,968,879	△ 5,214,669	△ 738,109	—	0	△ 6,358,606	143,119	447,555	△ 8,000	△ 26,697,589	-			

#### 4 部局別予算提案額の内訳

## (1)給与改定分

## ア 一般会計予算提案額

(単位：千円)

区	分	金額	財源内訳				
			国庫支出金	特定期	財源起債		一般財源
職員給		12,563,491	1,659,000	0	0	0	10,904,491
議員報酬		5,509	0	0	0	0	5,509
合計		12,569,000	1,659,000	0	0	0	10,910,000

## イ 部局別予算提案額

(単位：千円)

区	分	金額	財源内訳				
			国庫支出金	特定期	財源起債		一般財源
総務部		98,000	0	0	0	0	98,000
企画部		92,000	10,000	0	0	0	82,000
財務部		119,000	0	0	0	0	119,000
県民生活部		45,000	0	0	0	0	45,000
危機管理部		21,000	0	0	0	0	21,000
福祉部		135,000	0	0	0	0	135,000
保健医療部		175,000	0	0	0	0	175,000
産業労働部		99,000	0	0	0	0	99,000
農林水産部		245,000	0	0	0	0	245,000
環境部		41,000	0	0	0	0	41,000
土木部		230,000	0	0	0	0	230,000
まちづくり部		71,000	0	0	0	0	71,000
教育委員会		8,010,000	1,649,000	0	0	0	6,361,000
警察	察	3,147,000	0	0	0	0	3,147,000
行政委員会等		41,000	0	0	0	0	41,000
合計		12,569,000	1,659,000	0	0	0	10,910,000

令 和 7 年 12 月 (定 例)

第373回兵庫県議会提出議案関係資料（その3）

(条 例 等 関 係)

兵 庫 県

# 目 次

總 務 関 係 .....	3
文 教 関 係 .....	6
警 察 関 係 .....	10

## 総務関係

### 第144号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

#### 第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

#### 第2 制定の概要

##### 1 職員の給与等に関する条例（以下「職員給与条例」という。）の一部改正

###### (1) 給料月額の改定（職員給与条例別表第1から別表第5まで関係）

- ・平均3.3%引き上げ

###### (2) 期末・勤勉手当（職員給与条例第25条及び第26条関係）

- ・年間支給月数を4.60月から4.65月に引き上げ

（単位：月）

区分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6ヶ月期	1.25	1.05	2.30	1.2625 (+0.0125)	1.0625 (+0.0125)	2.325 (+0.025)
12ヶ月期	1.25	1.05	2.30	1.2625 (+0.0125)	1.0625 (+0.0125)	2.325 (+0.025)
年 間	2.50	2.10	4.60	2.525 (+0.025)	2.125 (+0.025)	4.65 (+0.05)

###### (3) 初任給調整手当（職員給与条例第16条の6関係）

- ・医師・歯科医師職について、支給月額の上限額を370,400円から371,300円に引き上げ

- ・獣医師職について、支給月額の上限額を36,100円から37,300円に引き上げ

###### (4) 通勤手当（職員給与条例第17条関係）

- ・自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当の支給月額の上限額を55,000円から66,400円に引き上げ

- ・通勤のための駐車場等に係る通勤手当の支給要件について、交通機関と交通用具の乗継要件を廃止するとともに、支給額については、駐車場等利用料金の2分の1上限を廃止の上、上限額を3,000円から5,000円に引き上げ

###### (5) 宿日直手当（職員給与条例第24条関係）

- ・宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対する支給額を4,400円から4,700円に引き上げ

- ・医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務に対する支給額を21,000円から22,500円に引き上げ

2 職員の特地勤務手当等に関する条例（以下「特地勤務手当条例」という。）の一部改正

(1) 特地勤務手当（特地勤務手当条例第3条及び第3条の2関係）

- ・手当の算定基礎を現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額のみに改める
- ・地域手当との減額調整規定を廃止

(2) 特地勤務手当に準ずる手当（特地勤務手当条例第4条関係）

- ・手当の算定基礎を現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額のみに改める
- ・特地事務所等に新規採用されたことに伴い転居した職員を支給対象に追加

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の一部改正

(1) 給料表（任期付研究員条例第5条及び任期付職員条例第7条関係）

- ・職員に準じて引き上げ

(2) 任期付研究員の期末手当（任期付研究員条例第6条関係）

- ・期末手当の年間支給月数を3.45月から3.50月に引き上げ

(3) 特定期付職員の期末・勤勉手当（任期付職員条例第9条及び第10条関係）

- ・期末手当の年間支給月数を1.90月から1.925月に引き上げるとともに、勤勉手当の年間支給月数を1.75月から1.775月に引き上げ

4 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正

- ・期末手当について、年間支給月数を3.45月から3.50月に引き上げ（第3条関係）

5 臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

- ・特別職非常勤職員の日額報酬の上限額を34,700円から35,700円に引き上げ（第2条関係）

6 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正

- ・日額報酬の額を1,000円の範囲内で引き上げ（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例別表、労働委員会の斡旋員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条、土地収用法によるあっせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条関係）

区分		役職	現行	改正後	委員会	
委員等報酬条例	行政委員会	委員長	34,700円	35,700円	教育、公安、選挙管理、監査、人事、労働、収用、海区漁業調整、内水面漁場 固定資産評価審議会 ほか78機関	
		委員 専門委員等	30,300円 15,700円 12,600円	31,100円 16,100円 13,000円		
	附属機関	会長	15,700円	16,100円		
		副会長 委員 幹事	13,100円 12,600円 8,200円	13,500円 13,000円 8,400円		
労働委員会幹旋員報酬条例		幹旋員	8,200円	8,400円		
土地収用法幹旋委員及び仲裁委員報酬条例		委員長 委員	15,700円 12,600円	16,100円 13,000円		

### 第3 施行期日等

#### 1 施行期日

公布の日。ただし、第2の1(4)、5及び6は令和8年4月1日

#### 2 適用区分

第2の1(1)から(3)まで、(5)、2、3及び4は令和7年4月1日から適用する。

#### 3 経過措置等

- (1) 令和7年4月1日から同年12月31日までの間における第1号会計年度任用職員（同月に期末手当及び勤勉手当を支給されないものに限る。）の報酬の額の算定における第2号会計年度任用職員の給料月額については、第2の1(1)及び第3の2にかかわらず、なお従前の例による。
- (2) その他所要の整備を定める。

# 文 教 関 係

## 第144号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

### 第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

### 第2 制定の概要

#### 1 公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正

##### (1) 給料表

###### ア 給料月額の改定（別表第1及び別表第2関係）

- 平均3.3%引き上げ

###### イ 職務の級

- 別表第1の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額に対する加算額を7,700円から11,500円に改め、その職務の級が5級である職員の給料月額に対する加算額を3,800円とする（別表第1関係）。
- 別表第2の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額に対する加算額を7,500円から11,500円に改め、その職務の級が5級である職員の給料月額に対する加算額を4,000円とする（別表第2関係）。

##### (2) 期末・勤勉手当

- 年間支給月数を4.60月から4.65月に引き上げ（第28条及び第29条関係）

（単位：月）

区分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.25	1.05	2.30	1.2625 (+0.0125)	1.0625 (+0.0125)	2.325 (+0.025)
12月期	1.25	1.05	2.30	1.2625 (+0.0125)	1.0625 (+0.0125)	2.325 (+0.025)
年 間	2.50	2.10	4.60	2.525 (+0.025)	2.125 (+0.025)	4.65 (+0.05)

##### (3) 通勤手当

- 自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当の支給月額の上限額を55,000円から66,400円に引き上げ（第19条関係）
- 通勤のための駐車場等に係る通勤手当の支給要件について、交通機関と交通用具の乗継要

件を廃止するとともに、支給額については、駐車場等利用料金の2分の1上限を廃止の上、  
上限額を3,000円から5,000円に引き上げ（第19条関係）

(4) 宿日直手当

- ・宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対する支給額を4,400円から4,700円に引き上げ  
(第27条関係)

第3 施行期日等

1 施行期日

公布の日。ただし、第2の1(1)イは令和8年1月1日、第2の1(3)は同年4月1日

2 適用区分

第2の1(1)ア、(2)及び(4)は令和7年4月1日から適用する。

3 経過措置等

その他所要の整備を定める。

# 第145号議案 公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

## 第1 制定の理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、教員の処遇の改善が図られること等を踏まえ、他の地方公共団体の教職員の給与との均衡等を考慮し、関係条例について所要の整備を行う。

## 第2 制定の概要

### 1 公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正

#### (1) 教職調整額

ア 教職調整額を、給料月額に100分の10（現行：100分の4）を乗じて得た額に引き上げる（第13条の3関係）。

イ 指導改善研修被認定者（任命権者から児童又は生徒に対する指導が不適切であると認定を受けた公立の小学校等の教諭等であって、当該認定の日から指導改善研修を受けた者の児童又は生徒に対する指導の改善の程度に関する認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）には、教職調整額を支給しないものとする（第13条の3関係）。

ウ アの教職調整額の引上げは、毎年100分の1ずつ段階的に行うものとする（附則第4条関係）。

#### (2) 超過勤務手当

ア 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して超過勤務手当を支給するものとし、当該手当の算出方法等を定める（第16条及び第26条の2関係）。

イ 教職調整額又は管理職手当を受ける職員には超過勤務手当を支給しない（第27条の3関係）。

#### (3) 義務教育等教員特別手当

ア 義務教育等教員特別手当の月額の上限額を7,700円（現行：8,200円）に引き下げる（第26条関係）。

イ 義務教育等教員特別手当の月額は、職務の級及び号給の別に応じ、教育委員会規則で定める校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものとする（第26条関係）。

### 2 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

#### (1) 特殊業務手当

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する職員が、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務のうち、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が教育委員会規則で定める心身に著しい負担を与えると認める程度に及

ぶときに支給する特殊業務手当の日額を8,000円（現行：7,500円）に引き上げる（第3条の2関係）。

ア 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

イ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 多学年学級担当手当

小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち、教育委員会規則で定める職員が当該学級における授業又は指導に従事したときに、その者に対して支給する多学年学級担当手当を廃止する（第3条及び第4条関係）。

(3) 夜間学級担当手当

夜間学級担当手当の支給対象を県立学校の職員のうち、教育公務員特例法の適用又は準用を受けるもの並びに市町立学校の職員のうち、県費負担教職員で事務職員及び学校栄養職員以外のものとする（第4条の2関係）。

(4) 夜間定時制勤務手当

ア 夜間定時制勤務手当の名称を夜間定時制勤務等手当に改める（第3条及び第9条関係）。

イ 市町立学校県費負担事務職員等のうち、夜間学級を置く中学校又は義務教育学校の後期課程に勤務する者でその正規の勤務時間が夜間にあるものを夜間定時制勤務等手当の支給対象に追加する（第9条関係）。

3 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(1) 原則として正規の勤務時間以外の時間及び休日における正規の勤務時間中の勤務を命じない職員から指導改善研修被認定者を除く（第11条関係）。

(2) 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた1(2)の超過勤務手当を支給すべき職員に対して、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として、勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができるものとする（第11条の3関係）。

(3) その他規定の整備を行う（第5条の2及び第18条関係）

第3 施行期日等

1 施行期日

令和8年1月1日。ただし、第2の2((1)を除く。)は令和8年4月1日

2 経過措置等

第2の1(1)及び(2)に伴う必要な経過措置を定める等所要の整備を行う。

# 警 察 関 係

## 第144号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

### 第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

### 第2 制定の概要

#### 1 職員の給与等に関する条例（以下「職員給与条例」という。）の一部改正

##### (1) 給料月額の改定（職員給与条例別表第1から別表第5まで関係）

- ・平均3.3%引き上げ

##### (2) 期末・勤勉手当（職員給与条例第25条及び第26条関係）

- ・年間支給月数を4.60月から4.65月に引き上げ

（単位：月）

区分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6ヶ月期	1.25	1.05	2.30	1.2625 (+0.0125)	1.0625 (+0.0125)	2.325 (+0.025)
12ヶ月期	1.25	1.05	2.30	1.2625 (+0.0125)	1.0625 (+0.0125)	2.325 (+0.025)
年 間	2.50	2.10	4.60	2.525 (+0.025)	2.125 (+0.025)	4.65 (+0.05)

##### (3) 初任給調整手当（職員給与条例第16条の6関係）

- ・医師・歯科医師職について、支給月額の上限額を370,400円から371,300円に引き上げ

- ・獣医師職について、支給月額の上限額を36,100円から37,300円に引き上げ

##### (4) 通勤手当（職員給与条例第17条関係）

- ・自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当の支給月額の上限額を55,000円から66,400円に引き上げ

- ・通勤のための駐車場等に係る通勤手当の支給要件について、交通機関と交通用具の乗継要件を廃止するとともに、支給額については、駐車場等利用料金の2分の1上限を廃止の上、上限額を3,000円から5,000円に引き上げ

##### (5) 宿日直手当（職員給与条例第24条関係）

- ・宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対する支給額を4,400円から4,700円に引き上げ

- ・医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務に対する支給額を21,000円から22,500円に引き上げ

第3 施行期日等

1 施行期日

公布の日。ただし、第2の1(4)は令和8年4月1日

2 適用区分

第2の1(1)から(3)まで、(5)は令和7年4月1日から適用する。

3 経過措置等

- (1) 令和7年4月1日から同年12月31日までの間における第1号会計年度任用職員（同月に期末手当及び勤勉手当を支給されないものに限る。）の報酬の額の算定における第2号会計年度任用職員の給料月額については、第2の1(1)及び第3の2にかかわらず、なお従前の例による。
- (2) その他所要の整備を定める。

令 和 7 年 12 月 (定 例)

第373回兵庫県議会提出議案関係資料（その4）

(条 例 等 関 係)

兵 庫 県

# 目 次

總 務 関 係 .....	3
---------------	---

## 総務関係

### 第146号議案 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 制定の理由

県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会の調査報告書及び秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会の調査報告書を踏まえ、情報が適切に管理されなかつたことに対する責任を明確にするため、知事及び副知事（以下「知事等」という。）の給与の減額の措置について、所要の整備を行う。

#### 2 制定の概要

令和8年1月分から同年3月分までの知事等の給料月額について、減額割合を次の表の改正後の欄に掲げる割合に引き上げる（附則第2項関係）。

	改正前	改正後
知事	100分の30	100分の50
副知事	100分の15	100分の25

#### 3 施行期日

公布の日

## 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

### 1 改正の理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨などを考慮し、議員の期末手当について、支給割合を改定することとした。

### 2 改正の内容

基準日における議員の在職期間に応じて規定した期末手当の支給割合を改める(第4条関係)。

### 3 施行期日等

公布の日から施行する。ただし、改正後の条例の規定は、令和7年6月1日から適用し、差額については、速やかに支給する。

現 行
(期末手当)
<p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して、職員の給与等に関する条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散により議員の職を離れ、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 <u>100分の172.5</u>  (2) 3箇月以上6箇月未満 <u>100分の103.5</u>  (3) 3箇月未満 <u>100分の51.75</u></p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（議員の職を離れ、又は死亡した議員にあっては、議員の職を離れ、又は死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額（第2条第2項第3号から第8号までに掲げる役員にあっては、同項に規定する加算額を除く。以下同じ。）に、当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 第1項に規定するもののほか、期末手当の支給方法については、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第1条に規定する職員の例による。</p>
改 正 案
(期末手当)
<p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して、職員の給与等に関する条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散により議員の職を離れ、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 <u>100分の175</u>  (2) 3箇月以上6箇月未満 <u>100分の105</u>  (3) 3箇月未満 <u>100分の52.5</u></p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（議員の職を離れ、又は死亡した議員にあっては、議員の職を離れ、又は死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額（第2条第2項第3号から第8号までに掲げる役員にあっては、同項に規定する加算額を除く。以下同じ。）に、当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 第1項に規定するもののほか、期末手当の支給方法については、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第1条に規定する職員の例による。</p>

## 議員提出第15号議案

### 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

兵庫県議会議員	谷 口 俊 介
同 奥 谷 謙 一	
同 吉 岡 たけし	
同 北 野 実	
同 富 山 恵 二	
同 越 田 浩 矢	
同 小 泉 弘 喜	
同 上 野 英 一	

## 兵庫県条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の175
- (2) 3箇月以上6箇月未満 100分の105
- (3) 3箇月未満 100分の52.5

### 附 則

#### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年6月1日から適用する。  
(期末手当の内扱)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

(提案理由)

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨などを考慮し、議員の期末手当について、支給割合を改定することとした。

## 議事順序(案)

第373回定例会  
第1日(12月2日)

1 議長あいさつ

2 開会宣言

3 開議宣言

4 議席の一部変更(一覧表配付)

5 会議録署名議員の指名

黒田一美 議員

住本陽子 議員

松本裕一 議員

6 会期の決定

12月2日から12月12日までの11日間(簡易採決)

7 諸般の報告

- (1) 閉会中の議員定数等調査特別委員会委員の辞職並びに選任について(一覧表配付)
- (2) 第372回定例会において議決した意見書の処理について
- (3) 説明員の職氏名(一覧表配付)
- (4) 第77号議案の撤回申出について(写配付)
- (5) 議員並びに知事から提出された議案(件名一覧表配付)
- (6) 委任専決処分をしたものについて(写配付)
- (7) 監査結果報告
  - ① 監査報告書(写配付)
  - ② 例月現金出納検査報告書(写配付)

8 第77号議案の撤回の件上程

- (1) 議事順序の省略議決(簡易採決)
- (2) 表決(簡易採決)

9 議案一括上程

第105号議案ないし第146号議案  
報第2号

- (1) 知事提案説明

10 休会議決

12月3日及び4日は議案熟読のため（簡易採決）

11 日程通告

次の本会議は12月5日（金）午前10時再開

12 散会宣告

第373回定例兵庫県議会  
議事日程（第1号）

令和7年12月2日  
午前11時開会

第 1 議席の一部変更

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 諸般の報告

第 5 第77号議案の撤回  
表 決

第 6 第105号議案ないし第146号議案  
報第2号

知事提案説明

議 席 一 部 變 更 一 覧 表

R7.12.2~

議席番号		氏名
変更前	変更後	
2	3	久保田 けんじ
3	4	別府 けんいち
4	5	中村 大輔
5	6	鍔木 良子
6	7	橋本 成年
7	8	中田 英一
8	9	前田 ともき
9	10	大塚 公彦
10	11	松尾 智美
11	12	菅 雄史
12	13	麻田 寿美
13	33	竹尾 ともえ
33	34	天野 文夫
34	35	伊藤 勝正
35	36	里見 孝枝
36	37	小泉 弘喜

R7.12.2～

# 議席表

75	76	77	78	79	80
石井秀武	岸口みのる	高橋みつひろ	飯島義雄	佐藤良憲	門隆志
49	50	51	52	53	54
丸尾まさき	増山誠	大原隼人	長崎寛親	脇田のりかず	北村智
23	24	25	26	27	28
小林昌彦	庄本えつこ	白井たかひろ	赤石まさお	なかい隆晃	青山暁
1	2	3	4	5	6
久保田けんじ	別府けんいち	中村大輔	鎧木良子		

57	58	59	60	61	62	63	64	65	66
北上あきひと	迎山志保	上野英一	島山清史	越田浩矢	谷井いさお	岸本かずなお	白井かずや	橋秀太郎	吉岡たけし
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
黒田一美	小西ひろのり	竹尾ともえ	天野文夫	伊藤勝正	里見孝枝	小泉弘喜	村岡真夕子	北口寛人	水田裕一郎
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
橋本成年	中田英一	前田ともき	大塚公彦	松尾智美	菅雄史	麻田寿美	太田やすふみ	前井まさき	大上和則

81	82	83	84	85	86
山口晋平	大豊康臣	浜田知昭	北川泰寿	石川憲幸	山本敏信
67	68	69	70	71	72
谷口俊介	奥谷謙一	松本裕一	伊藤栄介	松本隆弘	長岡壯壽
41	42	43	44	45	46
北浜みどり	大前はるよ	伊藤傑	北野実	内藤兵衛	藤本百男
17	18	19	20	21	22
風早ひさお	長瀬たけし	富山恵二	戸井田ゆうすけ	岡つよし	

演壇

演壇

議長	局長
----	----

閉会中の議員定数等調査特別委員会委員の辞職並びに選任について

委員会の名称	委員の辞職		委員の選任	
	辞職委員の氏名	辞職年月日	選任委員の氏名	選任年月日
議員定数等調査 特別委員会	前 井 ま き	令和7年11月25日	水 田 裕一郎	令和7年11月26日

地方自治法第121条の規定により説明  
のため議場に出席を求めた者の職氏名

第373回定例会

知	事	齋	藤	元	彦
副	知	事	服	部	洋
公 営 企 業 管 理 者		梶	本	修	子
病 院 事 業 管 理 者		杉	村	和	朗
防	災	監	池	田	頼
理	事	木	村	晶	子
技	監	安	達	孝	実
会	計	管	秋	山	徹
計	理	者	山	徹	志
總	務	部	有	田	一
務	部	長	田	一	成
企	画	部	守	本	豊
画	部	長	中	之	菌
財	務	部	善	明	
民	生	活	田	中	序
生	活	部	唐	津	
危	機	管	唐	津	肇
福	祉	部	岡	田	英
祉	部	長	英	樹	
保	健	医	山	下	輝
健	醫	療	輝	夫	
產	業	勞	小	林	拓
業	勞	働	林	拓	哉
農	林	水	守	本	真
林	水	產	本	真	一
環	境	部	福	山	雅
境	部	長	山	雅	章
土	木	部	宇	野	文
木	部	長	野	文	章

まちづくり部長	松浦	純
財務部次長	近藤	巧
財政課長	細川	敬太
教育委員会教育長	藤原	俊平
警察本部長	小西	康弘
人事委員会委員長	大久保	和代
監査委員	高永	徹

# 議員並びに知事から提出された議案

第373回定例会

令和7年12月2日

## (議員提出議案)

議員提出第15号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

## (知事提出議案)

- |         |   |
|---------|---|
| 第105号議案 | 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例                                      |
| 第106号議案 | 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例                           |
| 第107号議案 | 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第108号議案 | インターネット上の <sup>ひぼう</sup> 誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例           |
| 第109号議案 | 兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例                                     |
| 第110号議案 | ひょうご防災減災推進条例の一部を改正する条例                                      |
| 第111号議案 | 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                           |
| 第112号議案 | 当せん金付証票の発売  |
| 第113号議案 | フェニックス事業用地B-1ブロックの処分  |
| 第114号議案 | 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル(仮称)建設工事(西工区)請負契約の変更                  |
| 第115号議案 | 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期居組トンネル(仮称)建設工事請負契約の変更                         |
| 第116号議案 | 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル(仮称)建設工事請負契約の変更                   |
| 第117号議案 | 上湊川高層住宅高層住宅耐震等改修建築工事請負契約の変更                                 |
| 第118号議案 | 兵庫県立但馬地域新設特別支援学校(仮称)本館棟外機械設備工事請負契約の変更                       |
| 第119号議案 | 妻鹿漁港大型浮桟橋製作・据付工事(その1)請負契約の締結                                |
| 第120号議案 | 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第1・第2トンネル(仮称)建設工事請負契約の締結                    |

第121号議案	一般国道178号浜坂道路Ⅱ期柄谷高架橋（仮称）上部工事請負契約の締結
第122号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立東播磨生活創造センター）
第123号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立丹波の森公苑）
第124号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立文化体育館）
第125号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立神戸西テニスコート）
第126号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立武道館）
第127号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立但馬長寿の郷）
第128号議案	公の施設の指定管理者の指定（ひょうご環境体験館）
第129号議案	公の施設の指定管理者の指定（姫路港網干沖小型船舶係留施設）
第130号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立一庫公園）
第131号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立有馬富士公園）
第132号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立尼崎の森中央緑地（スポーツ健康増進施設を除く））
第133号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立丹波並木道中央公園）
第134号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立奥猪名健康の郷）
第135号議案	公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立円山川公苑）
第136号議案	令和7年度兵庫県一般会計補正予算（第3号）
第137号議案	令和7年度兵庫県病院事業会計補正予算（第1号）
第138号議案	令和7年度兵庫県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）
第139号議案	令和7年度兵庫県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
第140号議案	令和7年度兵庫県地域整備事業会計補正予算（第1号）
第141号議案	令和7年度兵庫県企業資産運用事業会計補正予算（第1号）
第142号議案	令和7年度兵庫県地域創生整備事業会計補正予算（第1号）
第143号議案	令和7年度兵庫県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
第144号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
第145号議案	公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第146号議案	知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
報 第 2 号	専決処分の承認

財第1517号  
令和7年12月2日

兵庫県議会議長 様

兵庫県知事 斎藤元彦

委任専決処分をしたものについて（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

記

委任専決番号	専決年月日	専決事項	内容
第26号	令和7年9月4日	和解及び損害賠償の額の決定	

財第1518号  
令和7年12月2日

兵庫県議会議長 様

兵庫県知事 斎藤元彦

委任専決処分をしたものについて（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

記

委任専決番号	専決年月日	専決事項	内容
第27号	令和7年10月31日	和解及び損害賠償の額の決定	

財第1528号  
令和7年12月2日

兵庫県議会議長様

兵庫県知事 齋藤元彦

委任専決処分をしたものについて（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告します。

- 1 専決年月日  
令和7年11月7日
- 2 専決事項  
県営住宅の明渡し等を求める出訴
- 3 内容  
次項記載の7件に対する当該住宅の明渡し並びに滞納家賃等の支払いを求める訴えの提起
- 4 訴訟の相手方及び明渡しを求める物件の表示等
  - (1) 滞納
  - (2) 不正入居
- 5 出訴の要旨
  - (1) 滞納  
県営住宅の家賃を長期間滞納し、本県から再三にわたり催告したが支払わない。また、当該住宅の明渡しを求めたが応じない。よって、当該住宅の明渡し並びに滞納家賃及び損害賠償金の支払いを求める訴えを提起するものである。
  - (2) 不正入居  
県営住宅を不法に占有している者に対して、本県から再三にわたり当該住宅の明渡しを求めたが応じない。よって、当該住宅の明渡し及び損害賠償金の支払いを求める訴えを提起するものである。

財 第 1547 号  
令和 7 年 12 月 2 日

兵庫県議会議長

山口晋平様

兵庫県知事 斎藤元彦

委任専決処分をしたものについて（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

委任専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第 35 号	令和 7 年 11 月 10 日	和解及び損害賠償の額の決定	

財 第 1548 号  
令和 7 年 12 月 2 日

兵庫県議会議長

山口晋平様

兵庫県知事 斎藤元彦

委任専決処分をしたものについて（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

委任専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第 36 号	令和 7 年 11 月 10 日	和解及び損害賠償の額の決定	

## 質 疑 ・ 質 問 順

(第373回定例会)

月 日 区分	順序	1	2	3	4	5
第 1 日 12月5日 (金)	代表質問	(自 民 党) 吉 岡 たけし	(維 新 の 会) 飯 島 義 雄	(公 明 党) 小 泉 弘 喜	(ひょうご県民連合) 迎 山 志 保	
第 2 日 12月8日 (月)	一般質問	(自 民 党) 伊 藤 栄 介	(維 新 の 会) 大 原 隼 人	(公 明 党) 松 尾 智 美	(ひょうご県民連合) 橋 本 成 年	(自 民 党) 北 野 実
第 3 日 12月9日 (火)	一般質問	(自 民 党) 松 本 裕 一	(維 新 の 会) 北 村 智	(自 民 党) 村 岡 真 夕 子	(公 明 党) 伊 藤 勝 正	(自 民 党) 浜 田 知 昭